

入札公告（建設工事）
（入札説明書を兼ねる）

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本公告は入札説明書を兼ねています。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）東京支社の相鉄・東急直通線、新横浜駅前交番（本設）新築他工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札公告（入札説明書）によるものとします。

令和5年11月15日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 浅見 均

東支公告第20号

1 工 事 概 要

- (1) 工 事 名 相鉄・東急直通線、新横浜駅前交番（本設）新築他
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目7番地1号他
- (3) 工事内容 本工事は、相鉄・東急直通線事業の支障移転に伴う新横浜駅前交番の新築および仮設交番の解体工事である。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から13箇月間
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に工事材料、施工方法等の変更について提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えるので、下記により提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること。

(ア) 提出方法

紙入札方式参加承諾願を持参、郵送、託送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便、託送の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により連絡すること。以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

なお、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(イ) 提出先

〒105-0011

東京都港区芝公園2丁目4番1号（芝パークビルB館5階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部 契約課 契約係

電話 03-5403-8732

電子メールアドレス keiyaku.tky@jr-tt.go.jp

(ウ) 受付期間

表-1に示す期間。

イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

(8) 本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の試行工事である。

ア 本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

イ 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

ウ 受注者からの請求によるアの協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

エ アの協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細別において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

オ アの協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(9) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制モデル工事（受注者希望方式）」の試行工事である。工事期間内において週休2日を確保した工事について、工事成績評価の加点評価の対象とする。週休2日制に係る費用については、設計変更の対象とする。

詳細については内容説明書による。

(10) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下

「監理技術者補佐」という。)の配置を認める工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当機構における「建築工事」に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（注）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 当機構の施工実績がある場合は、工事種類「建築」における令和 3 年度及び令和 4 年度の当機構の工事成績が、2 年連続で平均が 60 点未満でないこと。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

ア 一級建築士、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣（平成 13 年 1 月 5 日以前においては建設大臣）が 1 級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ 監理技術者又は特例監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が、アの要件を満たす配置予定技術者を本工事に配置できること（主任技術者又は監理技術者の場合は専任で配置できること。）。

なお、入札後の措置として、契約額が建設業法施行令第 27 条第 1 項で定める金額の 3 倍未満の場合においては、構成員のいずれか 1 名が、アの要件を満たす専任の主任技術者、専任の監理技術者又は特例監理技術者を配置することで、残りの構成員の主任技術者又は監理技術者は専任を要しない。

また、監理技術者又は特例監理技術者の場合はイの要件についても満たしていること。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 1 (1) に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

なお、当該工事に係る設計業務等の受注者とは、次に掲げる者である。

株式会社交建設計

また、資本関係及び人的関係とは以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって①から④までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約

申込心得」という。) 第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係 (6)アに同じ。

イ 人的関係 (6)イに同じ。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 (6)ウに同じ。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 担当支社等

- 1 (7)ア(イ)に同じ。

4 入札等に関する資料の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 表-1に示す期間。

- (2) 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス：<https://www.jrtt.go.jp/>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は1(7)ア(イ)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書等を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 2(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、2(1)及び(3)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において、2(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。したがって、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において、2(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

イ 提出方法 申請書等は、電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書等の容量が10MBを超える場合は、書類一式(電子入札システムとの分割は認めない。)を提出先へ郵送等し、提出書類通知書(様式3)のみ電子入札システムにより送信すること。

また、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、申請書等を提出先へ郵送等により提出すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付すこと。

また、申請書等のうち押印を要するものについて、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 受付期間

表－１に示す期間。

エ 提出先 １(7)ア(イ)に同じ。

オ 使用アプリケーションソフト及び保存するファイル形式について

申請書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、次のいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2021 以下で参照可能な形式
2	Microsoft Excel	Excel2021 以下で参照可能な形式
3	その他のアプリケーション	・ PDF 形式 ・ 上記に加え特別に認めた形式

カ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(2) 申請書は、様式 1 により作成すること。

(3) 資料は次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者の資格

２(4)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式 2－1 に記載すること。

配置予定技術者が、資格保有者であることを確認できる資格の合格証明書等の資料の写しを添付すること。２(4)アにて申請する場合は大臣認定書の写しを添付すること。

ただし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

また、入札書提出後落札決定されるまでの期間において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨を申し出ること。その申出に基づき提出された入札書は無効とする。

イ 経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書及び同協定書第 8 条に基づく協定書の写しを提出すること。

ウ 特例監理技術者の配置

(7) 本工事において、特例監理技術者の配置を行う予定の場合は、以下の①～⑨の要件を全て満たさなければならない。

① 監理技術者補佐を専任で配置すること。

- ② 監理技術者補佐は一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は神奈川県、東京都、山梨県、静岡県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県内の工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 主任技術者又は監理技術者のほかに経験等の豊富な専任の技術者(専任補助者)を配置しない工事であること。
- (イ) 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。
- (ロ) 特例監理技術者の配置を行う予定である場合は、上記(ア)を満たすことを確認するため、様式 2-2 にレ又は■を記載し提出すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は表-1 に示す期日までに電子入札システムにて通知する。ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより通知する。
- (5) その他
- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 契約担当役は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書等に関する問合せ先
- 1 (7) ア(イ)に同じ。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限 表－１に示す期日。

イ 提出先 １(7)ア(イ)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出するものとする。

ただし、紙入札方式による場合は、書面（様式は自由）を郵送等するものとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、表－１に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システム（紙入札方式による場合は、書面又は電子メール）により回答する。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による場合は、書面を郵送等により提出することとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

なお、電送によるものは受け付けない。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問事項記入欄に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式による場合に限り、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記するものとする。

ア 受付期間

表－１に示す期間。

イ 提出先

１(7)ア(イ)に同じ。

- (2) (1)の質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては電子入札システムにより、郵送等で提出されたものについては書面又は電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

表－１に示す期間。

イ 閲覧場所

１(7)ア(イ)に同じ。

8 入札方法、入札の締切及び開札の日時、場所等

(1) 入札方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）することとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

なお、電子メール又は電送による提出は認めない。

(2) 入札の締切日時

表－１に示す期日。

(3) 開札の日時

表－１に示す期日。

(4) 場 所

〒105－0011 東京都港区芝公園２丁目４番１号 芝パークビルＢ館５階

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社 入札室

（ただし、持参又は郵送による入札書の提出先は、当機構東京支社総務部契約課。）

(5) その他 競争入札の執行に当たっては、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。電子入札システムによる入札の場合は、当該通知書は不要。

(6) 入札参加者は、入札書（再度の入札を行う場合の入札書を含む。）を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。辞退届を提出した者は、その旨を１（７）ア（イ）に電話連絡すること。

ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的な資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等の措置を行うことがある。

なお、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の執行回数

入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

請負代金額の 10 分の 1（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、

請負代金額の10分の3)以上(保証金納付場所 三井住友銀行 ベイサイド支店)。

ただし、金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 工事費内訳書の提出等

- (1) 第1回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを「添付資料追加」機能により添付し同時送信すること。

なお、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して提出すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由とするが、送信に際して使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は5(1)オの表に示すいずれかによるものとし、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目、科目、中科目、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を表示したものとし、これに商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載のうえ、紙による入札の場合にあっては「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載する場合を除き押印したものとする。

なお、ファイルの容量は2MB以内に収めることとし、2MB以内に収まらない場合は持参又は郵送(配達証明付郵便に限る。)すること。

ただし、圧縮することにより2MB以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送信することを認める。

- (3) 工事費内訳書は、1(8)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- (5) 工事費内訳書の提出に関し、次のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者が行った入札は無効とする。

ア 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

- (ア) 工事費内訳書の全部又は一部を提出しない場合
- (イ) 工事費内訳書が白紙である場合
- (ウ) 工事費内訳書とは無関係の書類である場合
- (エ) 他の入札に係る工事費内訳書である場合
- (オ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- (カ) 紙による入札の場合で、工事費内訳書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が無い又は記載内容に不備がある場合(押印がある場合を除く。)

イ 工事費内訳書に記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 内訳の記載がない場合
- (イ) 入札説明書又は指名通知書にて指示された項目を満たしていない場合
- ウ 本件の工事費内訳書に加え、他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
- エ 記載すべき事項に以下のいずれかの誤りがある場合
 - (ア) 発注者名に誤りがある場合
 - (イ) 案件名に誤りがある場合
 - (ウ) 提出業者名に誤りがある場合
 - (エ) 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- オ 上記の他、工事費内訳書中の各項目を合計した金額と合計金額が大幅に異なる場合等工事費内訳書に重大な不備があると認められる場合

11 開札

電子入札システムにより入札する場合は、開札時の立会いは不要。紙による入札の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

12 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 提出した申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 別冊内容説明書、別冊契約申込心得等において示した入札に関する条件に違反した入札
- エ 工事費内訳書を提出しない者等のした入札

13 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

14 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等の変更について、発

注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は、示方書等による。

15 手続きにおける交渉の有無 無

16 契約書作成の要否

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 支払条件

(1) 前金払 有

ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、工事請負契約書第 37 条中の前金払の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内に変更する。

(2) 出来形払 有

18 火災保険付保の要否 否

19 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、6 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に、次のとおり、書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

なお、当該再苦情申立てについては、当機構東京支社入札監視委員会が審議を行う。

ア 受付窓口 1 (7) ア (イ) に同じ。

イ 受付期間 休日を除く毎日、10 時から 16 時まで。

ウ 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 1 (7) ア (イ) に同じ。

20 関連情報を入手するための照会窓口

1 (7) ア (イ) に同じ。

21 その他

(1) 工事費は、当該工事を単独工事として積算している。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札参加者は、別冊契約申込心得及び別冊契約書案を熟読し、契約申込心得を遵守すること。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 落札者は、5 (3) アの資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置するこ

と。

(6) 配置予定技術者の確認

落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術者を記載した資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2(4)に掲げる基準を満たし、かつ、当初資料に記載した配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(7) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(8) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼働している。

また、稼働時間内でシステムを止むを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、当機構ホームページで公開する。

当機構ホームページアドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

(9) 電子入札システム操作上の手引書は、当機構ホームページで公開している。

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話 0570-007-522 (ナビダイヤル)

※ お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。

- ・お問合せされた方のお名前
- ・会社名／所属名
- ・連絡先の電話番号

イ ICカードの不具合発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関。

ただし、申請書類等の提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、1(7)ア(i)へ連絡すること。

(11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。

ア 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

イ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ウ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

エ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

オ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

カ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

キ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ク 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ケ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- コ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- サ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- シ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ス 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- セ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(12) 1 回目の入札が不調になった場合、再入札に移行する。再入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から 30 分後には契約担当役から再入札通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。

(13) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじへ移行する。

(14) 電子メールにより書面を提出する際に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、5 (1) オの表に示すいずれかによるものとする（別に指定がある場合を除く。）。

なお、ファイル容量は 10MB までとし、10MB を超えるファイルは分割し送信すること。

22 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）

表－１．本入札手続きに係る期間等

入札説明書の交付期間	令和５年１１月１５日（水）から令和５年１２月１４日（木）まで。
申請書等の受付期間	令和５年１１月１６日（木）から令和５年１１月２７日（月）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
紙入札方式参加承諾願の受付期間	令和５年１１月１６日（木）から令和５年１１月２７日（月）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
入札説明書等に対する質問の受付期間	令和５年１１月１６日（木）から令和５年１２月７日（木）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
入札説明書等の質問に対する回答閲覧期間	令和５年１２月１１日（月）から令和５年１２月１４日（木）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
競争参加資格確認通知	令和５年１２月１日（金）まで。
競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明要求期限	令和５年１２月１３日（水）
競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答	令和５年１２月１１日（月）まで。
入札の締切日時	令和５年１２月１５日（金）１６時
開札の日時	令和５年１２月２０日（水）１１時

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和5年11月15日付けで入札公告のありました相鉄・東急直通線、新横浜駅前交番(本設)新築工事に参加する資格について確認されたく、別添の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号)第4条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

連絡先1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(代表)

連絡先2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇課)

(注)「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること(個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可)。

様式 2－1

配置予定技術者の資格
(工事名：相鉄・東急直通線、新横浜駅前交番（本設）新築他工事)
会社名：

配置予定技術者の従事 役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇
最終学歴	〇〇大学 〇〇工学科 〇〇年卒業
法令による資格・免許	一級建築士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、有効期限、登録番号及び登録会 社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）

※記載欄の明示は記入例である。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

(工事名：相鉄・東急直通線、新横浜駅前交番（本設）新築他工事)

会社名：

☐	1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
☐	2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
☐	3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
☐	4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
☐	5) 特例監理技術者が兼務できる工事は神奈川県、東京都、山梨県、静岡県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県内の工事でなければならない。
☐	上記項目を全て満たしている。

注1：特例監理技術者の配置を予定していない場合は提出しないこと。

注2：上記すべてを確認し、○又は■を記載すること。

注3：競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。

注4：落札者は落札決定後、契約締結までの間に、要件を確認するための資料（内容説明書参照）を本工事の発注担当課へ提出し、確認を受けること。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

提出書類通知書

入札参加に必要な下記の書類について別途提出しますので通知します。

記

- 1 工事名 相鉄・東急直通線、新横浜駅前交番（本設）新築他
- 2 提出書類目録
- 3 提出書類ページ数
- 4 提出方法 持参 郵送 託送 電子メール（いずれかに○をつける）
- 5 発送年月日（持参予定年月日）

（注）提出書類目録は、競争参加資格確認申請書、共同企業体協定書（写）など個別に記載すること